

消費者教育推進会議の検討状況

平成 27 年 1 月 19 日

消費者庁

消費者教育・地方協力課

消費者教育・啓発の推進

消費者教育・啓発の推進

「消費者教育の推進に関する法律」平成24年12月13日施行



消費者庁に「消費者教育推進会議」設置(平成25年3月6日第1回)

☆委員相互の情報交換 ☆「基本方針」作成・変更意見



「消費者教育の推進に関する基本方針」平成25年6月28日閣議決定



〈3つの小委員会がスタート〉

消費者市民育成小委員会	情報利用促進小委員会	地域連携推進小委員会
消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育・消費者学習における系統的・横断的な課題に関する事項を検討する	多様な担い手の積極的な参画に向けて、情報の効果的な収集、整理及び提供のあり方等に関する事項を検討する	多様な担い手の有機的な連携に向けて、地域における資源の活用及びネットワーク化等に関する事項を検討する

消費者教育の推進に関する法律①

「消費者教育の推進に関する法律」(H.24.12.13施行)

消費者・事業者間の情報の質・量、交渉力の格差等に起因する消費者被害の防止

消費者が自らの利益の擁護・増進のため、自主的・合理的に行動できるよう自立支援

消費者教育の重要性

消費者教育の定義(第2条)

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む)

消費者市民社会とは

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

消費者教育の基本理念(第3条)

消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成

主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援

* 体系的推進

幼児期から高齢期までの段階的特性に配慮

* 効果的推進

場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応

多様な主体間の連携

消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供

非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解

環境教育,食育,国際理解教育等との有機的連携

消費者教育の推進に関する基本方針

基本方針とは

- 対象期間 平成25年度～29年度の5年間
- 策定根拠 消費者教育の推進に関する法律 第9条
- 基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

⇒国・地方公共団体の施策の指針・多様な担い手の実践の指針

基本方針の方向

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進する

⇒ 幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成、担い手間の連携、情報共有の促進

消費者教育の推進に関する法律の概要 ※施行日:平成24年12月13日(公布日:平成24年8月22日)

目的(第1条)	国と地方の責務と実施事項	
	国	地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の総合的・一体的な推進 ・国民の消費生活の安定・向上に寄与 	責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状况に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
定義(第2条) 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。) 『消費者市民社会』 消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。	財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
基本理念(第3条) <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるように積極的に支援 体系的推進 ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進 ・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	都道府県消費者教育推進計画等(第10条) ・市町村消費者教育推進計画 ・都道府県消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
	消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に見解 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に見解 構成 ～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
消費者団体(努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	義務付け(国・地方) ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)	努力義務(国および地方) ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)

消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

平成25年6月28日 閣議決定

概要

平成25年度～29年度の5年間

国・地方、多様な担い手の指針

○消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)
○内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。
～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

○基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

○基本方針の方向＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進
○手段＝幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成担い手間の連携、情報共有の促進

Ⅲ 消費者教育の推進の内容

1 様々な場での推進
・学校(小・中・高校、大学・専門学校等)
・地域社会(地域、家庭)
・職域

2 人材(担い手)の育成・活用
・小・中・高校・大学等の教職員
・消費者団体、NPO、地域福祉関係者
・事業者・事業者団体等
・消費者

3 資源等
・教材等の作成、活用
・調査研究
・情報収集・提供

I 消費者教育の推進の意義

経済社会の変化
・グローバル化/高度情報化/高齢化⇒消費者被害の多様化・複雑化
・大量生産 大量消費 大量廃棄/大震災の経験⇒消費行動の課題

ルール整備、厳格な法執行、消費者支援・救済施策

・ルールを知り、被害を防ぐ消費者の努力
・持続可能な消費の実践、消費者の社会的役割の自覚

・消費者の自立を支援
被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成
・消費者市民社会の形成に寄与
よりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成

行政各部局間、多様な担い手との連携

消費者行政部局と教育行政部局、福祉関係部局、商工部局との連携
(高齢者・障害者見守り、担い手としての事業者・事業者団体との連携)

効果的な情報提供方策の開発

～特に高齢者・障害者向け

モデル地区における先進的な実践

消費者市民社会概念の研究・普及
コーディネーターの育成 / 情報提供

消費生活センターを拠点化

(消費者教育・人材育成)
←国民生活センターが支援

消費者学習の国民的な運動

多様な実践を共有し、相互に連携・協働できる場の提供
優れた活動を奨励
(消費者支援功労者表彰制度等)
消費者教育の日、週などの制定

Ⅱ 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進 領域・段階ごとに目標を設定
情報の「見える化」⇒多様な担い手が共有



・消費者の特性・場の特性に応じた方法で実施
若年者の被害防止・成年年齢引下げに向けた環境整備の観点等から、高等学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む
・消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供

○国からの地方支援 財政支援、情報提供による支援

○各主体の役割と連携・協働
・国と地方公共団体
・消費者行政と教育行政
・地方公共団体と消費者団体、事業者団体 } 地域における多様な主体間のネットワーク化(消費者教育推進地域協議会)

○環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進
連携・展開による相乗効果・教材等のコンテンツの共通化など

Ⅳ 関連する他の消費者施策との連携

- 1 安全・安心の確保
- 2 自主的・合理的な選択の機会の確保
- 3 消費者意見の反映・透明性確保
- 4 苦情処理・紛争解決の促進

事故・トラブル情報の迅速的確な分析、原因究明
⇒ 教材への反映

食品と放射能に関する理解増進
リスクコミュニケーションの強化

食品表示の理解増進



Ⅴ 今後の消費者教育の計画的な推進

1 今後の推進方策

・各都道府県・市町村での推進の支援
・推進会議・小委員会での検討、施策への反映
・専門委員・地域ごとの代表を任命

各府省庁で今後実施の施策を取りまとめ (26年2月)

地方支援
推進会議の地方開催
推進計画策定、地域協議会設置に向け、事例集の作成・説明会等で情報提供

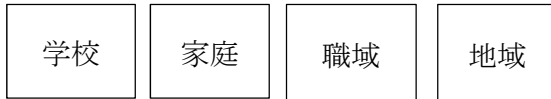
2 基本方針の達成度の検証(5年の見直し)

・基本方針の見直し＝中間的に3年を目途に見直し
・達成度の検証

・消費者教育推進のための指標化
・すべての都道府県で推進計画の策定、地域協議会の設置を目指し、支援

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進

○様々な場



○対象領域・生活のあらゆる領域

消費者市民の社会的構築	<ul style="list-style-type: none"> 消費がもつ影響力の理解 持続可能な消費の実践 消費者の参画協働
商品の安全等	<ul style="list-style-type: none"> 商品安全の理解と危険を回避する能力
生活の契約と管理	<ul style="list-style-type: none"> トラブル対応能力 選択し、契約することへの理解と考える態度 生活を設計管理する能力
メディアと情報	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・処理・発信能力 情報社会のルールや情報モラルの理解 消費生活情報に対する批判的思考力

○消費者の特性

若年者、高齢者等年齢、性別、障害の有無、就労状況等

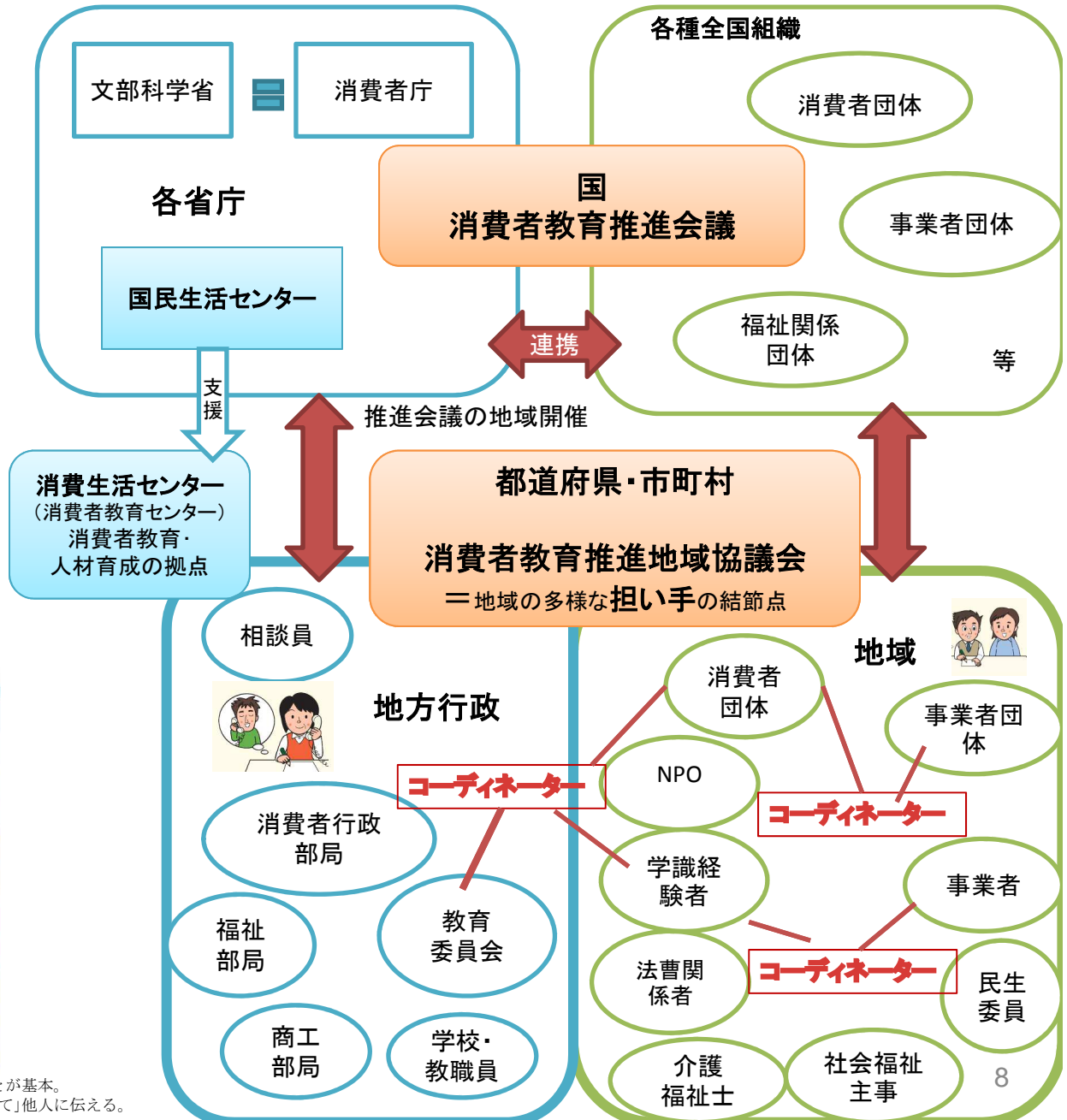
○各ライフステージでの体系的な実施

幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施。その際、「消費者教育の体系イメージマップ」なども参考にしながら、発達段階ごとの学習目標を整理、明確化。

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期	Ver.1.0	
重点領域	<ul style="list-style-type: none"> 消費がもつ影響力の理解 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な消費の実践 	<ul style="list-style-type: none"> 商品安全の理解と危険を回避する能力 	<ul style="list-style-type: none"> トラブル対応能力 	<ul style="list-style-type: none"> 生活の契約と管理 	<ul style="list-style-type: none"> メディアと情報 	
消費者市民の社会的構築							
商品の安全等							
生活の契約と管理							
メディアと情報							

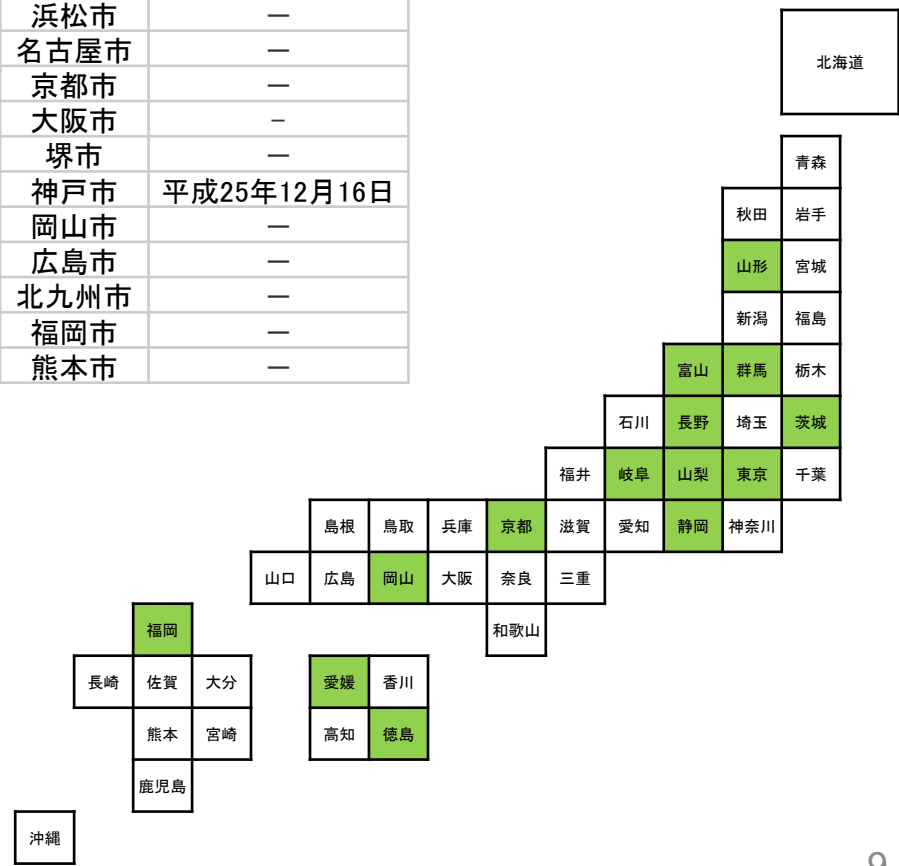
○「見て」、「聞いて」、「読んで」自ら調べ、「学ぶ」ことで「気付く」ことが基本。
○学んだことを、自らの消費生活にいかすとともに、「見せて」、「話して」、「書いて」他人に伝える。

幅広い主体が連携



都道府県・市町村消費者教育推進計画策定状況

都道府県	策定年月日	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	政令指定都市	策定年月日
北海道	—	平成26年3月19日	—	平成26年9月26日	—	平成26年6月18日	—	—	—	—	—	—	—	札幌市	—
青森県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	仙台市	—
岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	さいたま市	—
宮城県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	千葉市	—
秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	川崎市	—
山形県	平成26年3月18日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	横浜市	—
福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	相模原市	—
茨城県	平成26年3月20日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	新潟市	—
栃木県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	静岡市	—
群馬県	平成26年3月28日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	浜松市	—
埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	名古屋市	—
千葉県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	京都市	—
東京都	平成25年8月20日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大阪市	—
神奈川県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	堺市	—
新潟県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	神戸市	平成25年12月16日
富山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	岡山市	—
石川県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広島市	—
福井県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	北九州市	—
山梨県	平成26年3月25日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福岡市	—
長野県	平成26年6月13日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	熊本市	—
岐阜県	平成26年3月7日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡県	平成26年3月4日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都府	平成26年3月11日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	平成26年3月18日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山口県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

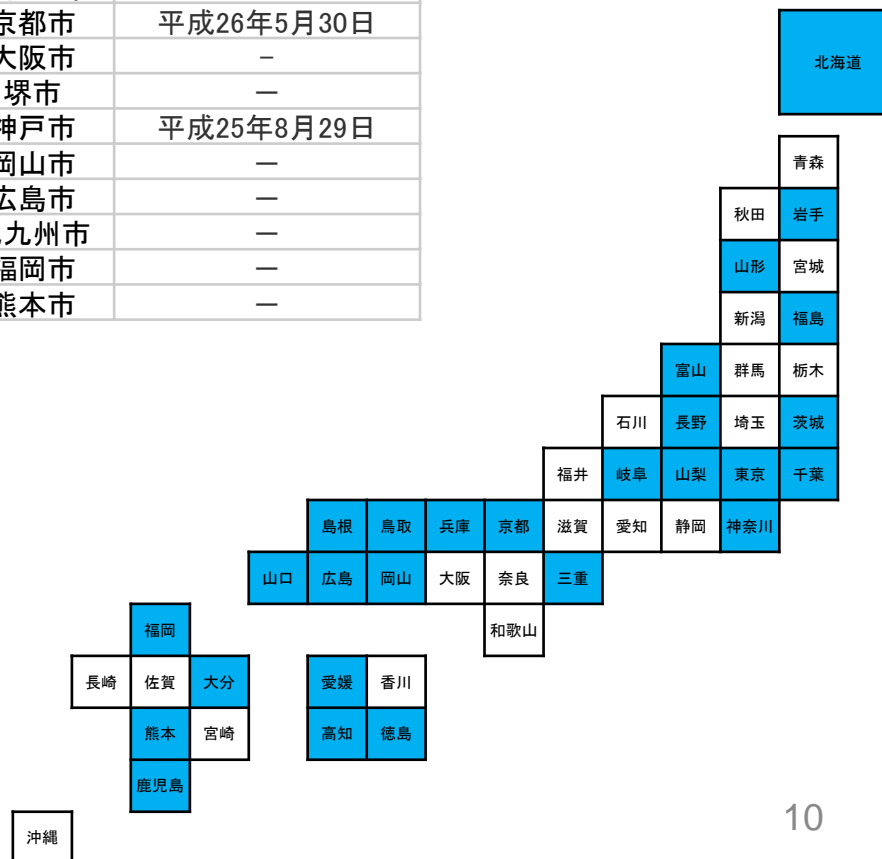


消費者教育推進地域協議会設置状況

都道府県	第1回開催年月日	徳島県	平成25年11月5日	政令指定都市	第1回開催年月日
北海道	平成26年6月11日	香川県	—	札幌市	平成25年12月10日
青森県	—	愛媛県	平成25年10月30日	仙台市	—
岩手県	平成26年4月21日	高知県	平成26年7月25日	さいたま市	—
宮城県	—	福岡県	平成26年1月23日	千葉市	—
秋田県	—	佐賀県	—	川崎市	—
山形県	平成25年9月13日	長崎県	—	横浜市	—
福島県	平成26年2月4日	熊本県	平成25年12月2日	相模原市	—
茨城県	平成25年9月13日	大分県	平成26年11月19日	新潟市	—
栃木県	—	宮崎県	—	静岡市	平成25年7月8日
群馬県	—	鹿児島県	平成26年7月28日	浜松市	—
埼玉県	—	沖縄県	—	名古屋市	—
千葉県	平成26年7月15日			京都市	平成26年5月30日
東京都	平成25年6月21日			大阪市	—
神奈川県	平成26年9月3日			堺市	—
新潟県	—			神戸市	平成25年8月29日
富山県	平成25年11月15日			岡山市	—
石川県	—			広島市	—
福井県	—			北九州市	—
山梨県	平成25年10月31日			福岡市	—
長野県	平成25年9月2日			熊本市	—
岐阜県	平成25年7月23日				
静岡県	—				
愛知県	—				
三重県	平成26年2月25日				
滋賀県	—				
京都府	平成25年7月19日				
大阪府	—				
兵庫県	平成26年11月26日				
奈良県	—				
和歌山県	—				
鳥取県	平成26年9月1日				
島根県	平成26年9月3日				
岡山県	平成25年7月4日				
広島県	平成26年3月18日				
山口県	平成25年9月1日				

27都道府県4政令市

※平成26年12月1日現在



消費者教育推進会議

○消費者教育推進会議の事務(第19条)

- ・委員相互の情報交換・調整
- ・基本方針の作成・変更意見

○これまでの会議での議論

第1回(平成25年3月6日)～第4回(6月4日)
基本方針に対する意見

第5回(8月28日)

今後の消費者教育の推進について
(三つの小委員会設置を決定)

- ・消費者市民育成小委員会
消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育・消費者学習における系統的・横断的な課題に関する事項を検討
- ・情報利用促進小委員会
多様な担い手の積極的な参画に向けて、情報の効果的な収集、整理提供の在り方等に関する事項を検討
- ・地域連携推進小委員会
多様な担い手の有機的な連携に向けて、地域における資源の活用、ネットワーク化等に関する事項を検討
(平成25年12月から各委員会5～6回開催)

第6回(平成26年3月24日)

各小委員会での検討の進捗報告

第7回(平成26年10月17日)

各小委員会の議論の報告と消費者教育の取組に関するヒアリング

○委員名簿

(敬称略 平成27年1月5日現在)

荒木 武文	神戸市教育委員会健康教育担当部長 (前神戸市市民参画推進局消費生活課長)
大竹 美登利	東京学芸大学教授
岡田 往子	東京都市大学原子力研究所准教授
岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
河野 恵美子	前日本生活協同組合連合会理事
小林 洋司	前東京都立桜修館中等教育学校長 (全国高等学校公民科・社会科研究会会長)
小谷野 茂美	東京都青梅市適応指導教室長 (前東京都昭島市立清泉中学校長)
齊藤 秀樹	全国老人クラブ連合会常務理事
佐分 正弘	消費者関連専門家会議理事長
島田 広	弁護士(日本弁護士連合会消費者問題 対策委員会委員)
高山 靖子	株式会社資生堂監査役
武田 岳彦	日本PTA全国協議会顧問
富岡 秀夫	消費者教育支援センター専務理事
○西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
◎野村 豊弘	学習院大学名誉教授
橋本 都	八戸工業大学副学長 (前青森県教育委員会教育長)
古谷 由紀子	日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会常任顧問
本家 正隆	金融広報中央委員会会長
吉川 萬里子	全国消費生活相談員協会理事長

(注)◎は会長、○は会長代理。

基本方針に掲げた「今後検討すべき課題」と小委員会

消費者市民育成小委員会

消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育・消費者学習における系統的・横断的な課題に関する事項を検討する

- 消費者学習運動の展開策
- イメージマップに照らした不足領域の抽出とそれを補う教材等の作成
- イメージマップのバージョンアップ
- 実践事例と対応させた消費者市民社会概念の研究・普及
- モデル地区、先進的取組の研究手法
- 安全安心確保のための総合的体系的な安全教育
- 消費者教育の推進のための指標化

情報利用促進小委員会

多様な担い手の積極的な参画に向けて、情報の効果的な収集、整理及び提供のあり方等に関する事項を検討する

- 高齢者・障害者見守りにおける効果的な情報提供方策等
- 消費者教育ポータルサイトの掲載基準等
- 効果的かつ確実な情報提供の仕組み
- 総合的な情報サイト
- 情報提供の実効性確保の方策

地域連携推進小委員会

多様な担い手の有機的な連携に向けて、地域における資源の活用及びネットワーク化等に関する事項を検討する

- 消費者行政担当部局と、教育委員会を始めとした教育部局との連携方策
- 地域における各主体の連携・協働のための方策
- 消費生活に関連する教育と消費者教育との有機的な連携方策
- 消費生活センターの消費者教育の拠点化の具体的方法
- 地域の各主体の連携・協働具体策
- コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等の方策
- 地域ごとの消費者教育推進会議の開催による国と地方の連携策

消費者教育の体系イメージマップ

Ver.1.0

		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
						特に若者	成人一般	特に高齢者
重点領域	各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
	消費者がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持つ	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
消費者市民社会の構築	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知らう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知らう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知らう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知らう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
商品等の安全	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的な暮らしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
生活の管理と契約	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知らう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知らう	著作権や発信した情報への責任を知らう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知らう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さ知らう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう
情報とメディア	※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。							